

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の 周辺地区の区域を定める規則

昭和49年2月6日
神戸市規則第111号
最終改正 平3.6.1規則15

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年3月条例第54号）第3条の規定に基づく駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の周辺地区の区域を次のように定める。

区	区 域
灘 区	新在家南町1丁目の一部、新在家北町2丁目、大石東町1丁目、友田町5丁目の一部、烏帽子町1丁目の一部、琵琶町1丁目の一部及び稗原町1丁目の一部
中央区	上筒井通7丁目の一部、熊内町1丁目の一部、熊内橋通1丁目の一部、旗塚通1丁目の一部、旗塚通2丁目の一部、脇浜町3丁目の一部、北本町通1丁目の一部、北本町通2丁目、南本町通1丁目、南本町通2丁目、中山手通5丁目的一部分、中山手通6丁目的一部分、下山手通6丁目的一部分及び下山手通7丁目的一部分
長田区	腕塚町1丁目的一部分、久保町1丁目、二葉町1丁目的一部分、西尻池町3丁目的一部分、西尻池町4丁目及び西尻池町5丁目的一部分

附則（平3.6.1規則15）

この附則は、公布の日から施行する。